

戦記物語における自責の使役

相原林司

1 自責の使役ということの意味

『平家物語』や『平治物語』など、中世の戦記物語の記述中に、本来は受身の表現が用いられて然るべき個所に使役の表現が使われるという現象がしばしば見られる。この現象は早くから諸家の間で注目されていたところであり、私自身も表現の文法という観点から一つの解釈を提示したことがあるが、その後さらに詳しく調べてみたところ、いくつかの問題点が浮びあがってきたので、ここに全面的に再検討を加えてみたい。

まず問題の表現とはどのようなものか。念のため、その例を一、二挙げてみよう。(以下、物語本文の引用は特にことわらない限り「日本古典文学大系」による)

- ① 河野通信ちよをうたせて、「心やすからぬものなり。いかにしても西坂を打ちとらん」とぞうかがひける。(『平家物語』巻第六「飛脚到来」——傍点引用者、以下同じ——)
- ② 其次に信濃国住人、根井大野太進出て、——(中略)——かけ入所を、首藤九郎よつ引て放矢に、むな板い、さ、せて落ちにけり。(『保元物語』中「白河殿攻め落す事」)
- ③ 命にかへて思つる景泰をうたせつるこそ口惜けれ。重盛死なむ。(『平治物語』中「待賢門の軍の事付けたり信頼落つる事」)

これらの傍点部分は、それぞれ「う(討)たれて」「い(射)られて」などとなるのが自然であると思われるのに、

「うたせて」「いさせて」となっているのが注目されるのである。このような一見矛盾する表現をどう解釈するか。これについて従来はほぼ次のように説明されている。

使役の意義には拘束的意義と許容的意義とある。例へば「父、子をして勉強せしむ」などは拘束的意義だが、「図書館を設け一般人をして入場せしむ」「敵に胸板をしたたかに射させて」などといふのは許容的だ。此の二種は何れも之を使役といふ。

——松下大三郎『改撰標準日本文法』(一九三〇)——

猶、鎌倉時代の武者詞に、使役の形で受身の意味をあらはすものがあると云はれてゐるが、これは受身ではなく、使役の中の一種の許容する意味であらう。

攻めよ、かけよ、隙なあらせせ (源平盛衰記、四二)
 僧都はあやしのふしどへも帰らず、波に足をうち洗はせ、露に萎れて、その後は其処にてぞ明しける (平家、三)
 われに暫時の暇を得させよ (平家、五)

——橋本進吉『助詞・助動詞の研究』(一九六九)——

資料中に、「内兜を射さす」「家の子郎等を討たせ」等の表現が多く見えるが、形式的には使役の意の助動詞を用いているが、事実は「射らる」「討たれ」という受身なのである。受身を使役の形で表現することは、軍記物語の特徴で、鎌倉時代の武士言葉である。

——岩井良雄『流布本平家物語語法考』(一九七八)——

戦記物の特徴として有名な、受動態の表現が予想されるところに使役態の表現をしたものが多い。

子息河野四郎通信は、父がうたれける時、(中略其へこえて有あはず。河野通信ちを討たせて「やすからぬものなり。いかにしても西寂を打とらん」とぞうかがひける。(飛脚到来、四〇五頁)

三位入道七十にあま(ッ)ていくさして、弓手のひざ口をぬさせ、いたでなれば……。 (宮御最期 三一五頁)

この解釈はいろいろ試みられているが、「(うっかりして)心ならずも……の結果をひき起す」の意味である。今日の「子供をチフスで死なせ(あるいは殺した)」と同趣のものと考える。——『日本古典文学大系32 平家物語上』(解説)——

「す」「さす」が使役の意で使われることは前代と大差ないが、その中で次のように受身の意に使われたこと

がよく知られている。

桑原・安藤二かけ出て、悪七別当にくつけ射させて落ちにけり。〔保元物語〕中「白河殿攻め落す事」

須藤刑部俊通は、六条河原にて子息をうたせ、うち死せんと思ひけれども、〔平治物語〕中「義朝敗北の事」

受身で表すべき部分に使役の「す」「さす」の使われた例であるが、これは軍記物特有の表現であって、相手に勝つことを旨とする武士が、受身の言い方に満足せず用いた言い方に基づいたものと言える。武士の好みに関連していることはもちろんであるが、

一の矢を射させて試みんとて〔保元物語〕中「白河殿へ義朝夜討ち」

船も漕ぎかくれ、日も暮るれども、あやしの臥しどへも帰らず、浪に足うちあらはせて、露にしをれて、〔平家物語〕巻三「足摺」

のような使役の言い方があり、これを展開させて先の言い方ができたものであろう。——『岩波講座 日本語7』八助動詞(2)山口明穂V(二九七七)——

これらの説は、ほぼ次の二つに集約されるであらう。ただし、二つの考えは、それぞれ観点を異にするのであって、互いに背馳するものではない。

a 日本語の使役表現に見られる一種の慣習的な用法であるとするもの。橋本進吉氏・岩井良雄氏の考えや古典大系の解説者の見解がこれに当たる。

b 作中人物の心情や性格を反映させるべく採用された表現であるとするもの。山口明穂氏の意見がこれに当たる。

これらの解釈は、それぞれに根拠もあって説得力を持つものであろう。確かに日本語には、みずから積極的に人を使って行動させるという意味の使役のほか、に、「子どもを遊ばせている」「眼鏡を光らせて投球モーションに入る」のような、許容や放任と見るべきもの、また、古典大系の解説にあるような自責的なものなど、さまざまな内容のものがある。「母を悲しませるな」「妻子を苦しませるに忍びない」なども自責的な使役の類例に加えられようか。

ただ、「死なせる」「悲しませる」「苦しませる」などと、「討たせる」「射させる」との間には、表現の核になる動詞が、前者は自動詞なのに、後者は他動詞だという相違がある。すなわち、「悲しむ」や「苦しむ」には、「(私は)母に悲しまれる」「(夫が)妻子に苦しまれる」などの言い方が許されないのに、「討つ」や「射る」には、「敵に討たれる」「(私の)従者が射られた」のような受身の表現が可能なのである。「死ぬ」だけは、自動詞であつても「親に死なれる」という受身表現(いわゆる迷惑の受身)があるが、これはやや特別な例に属する。

先のbの説に関連して言えば、使役の表現は表現主体の積極的、能動的な姿勢を表すものであつて、受動的な表現に満足しない武士の好みに適するということは十分に考えられる。ただ問題なのは、武將が自分の愛する子どもや頼みとする部下を失なつたという、消極的、受動的な場面にも「子を討たせ」「郎従を射さす」というような表現が用いられていること、物語全体としては、受身の行為や状況を述べるのにはやはり「討たれ」「射らる」のような受動表現が多く用いられているのであつて、使役の表現が使われているのはその数が限られていることである。もし、「す」「さす」が山口氏の意見のように、武士の好みを反映するものなら、合戦場面などではもっと数多く使われてもよさそうなものであるが、それが少数に止まるのはなぜであるうか。

以上のようにこれまでの諸説は、それぞれに首肯されうるものを含みながら、なお、いくつかの疑問を残すのであつて、このような表現が戦記物語に登場する理由を全円的に説明しえているとは言いがたい。そこで、本稿では、代表的な戦記物語のいくつかについて、この種の使役表現の出現する状況を精査し、

○このような表現をとる動詞には、何か特徴や傾向がないか。

○このような表現をとる場合には、その文構造に何か特徴がないか。

○このような表現をとることによつて、表現上どのような効果が期待されるか。

といった観点から検討を加えてみたい。なお、このような使役表現は、本来表現主体の責任には属しないような行為や現象を、あたかも主体みずからの責任であるかのような表現で表す性質があると思われるので——必ずしも先のa・bの見解に全面的に納得するのではないが、——本稿ではこれを仮りに自責の使役と呼ぶことにする。

2 動詞は「討つ」「射る」が主流

自責の使役は、この表現をとる動詞が少数の語に限られていることがまず注目される。例えば『平家物語』についてみると、この種の使役の用例は二十数例を数えるが、その大部分は「討つ」「射る」の二個の他動詞に集中しているのであって、その他には、次のように「裏かく」「首を」取る」の二例が見えるのみである。

- ④ 「つねに鑑づきせよ、うら、か、すな。しころをかたぶけよ、うちかぶとるさすな」(巻第九 一二之懸)
 ⑤ 佐藤四郎兵衛、兄が頸をとらせじとよッ(び)いてひやうどゐる。(巻第十一 嗣信最期)

この二例とて殺傷にかかわるものである点では「討つ」「射る」の同類かもしれないが、ともあれこの他には先に挙げたものを含め、次のように、用例はすべて「討たせ」「射させ」のみなのである。

- ⑥ 「世にあらむと思ふも子供がため、源太うたせて命いきても何かせん、かへせや」(巻第九 二度之懸)
 ⑦ 源太はのけ甲にたゝかひな(シ)て、馬をもひさせ、かち立になり。(同右)
 ⑧ 太田太郎我身手おひ、家子郎等おほくうたせ、馬の腹いさせて引退く。(巻第十二 判官都落)

ただし、先に挙げた橋本氏の所説中には、「浪に足うち洗はせ(て)」のようなのも同様な例として挙げられている。この類まで含めるならば、他にも、

- ⑨ 一として哀をもよほし、心をいたましめずといふ事なし。(巻第七 福原落)
 ⑩ 武士ども五六騎のけかぶとにたゝかひな(シ)て、あむけの袖ふきなびかせ、くる煙けたてはせまいる。(巻第九 河原合戦)

などの語も挙げることができよう。ただ、私見では、これらは、「子どもを遊ばせる」「シャツの袖をのぞかせる」のような、いわゆる放任の使役に属すべきもので、ここで問題にする自責の使役とはいささか異質なものと思われるので、ここでは一応除外しておくことにする。

自責の使役が「討つ」「射る」の二語に集中する現象は『平家物語』だけでなく、他の戦記物語にも見られることで、例えば、『平治物語』について見ても、既に引用した例の他に、

- ⑩ 悪源太馬の足立なをさせ、——中略——鎌田をうたせじと思ひ、与三左衛門におちあひ、二刀さし、(『平治物語』
中「待賢門の軍の事付けたり信頼落つる事」)
- ⑪ 兵藤内は大臆病者にて、——中略——馬を射させてある小家へにげいる。(同右)

などの用例が見いだされる。「討つ」「射る」の他には、

- ⑫ 只今ここにうたれさせ給、志骸を敵の馬のひづめにかかせ給はんことこそ口惜候へ。(『平治物語』中「六波羅合戦の事」)
- ⑬ 「敵に頸はしとらすな、御方へとれと、悪源太のおほせなり。」(『平治物語』中「義朝六波羅に寄せらるる事並びに頼政心替りの事」)

のように「(ひづめに)かく」「(首を)取る」などの動詞を基幹にするものもあるが、その数は二、三に止まる。また、『保元物語』の場合、大系本に拠る限り、自責の使役と見なされるものは、先の「むな板いさせて」(例文②)「くつけ射させて」(『岩波講座』の引用例)のほかには、次の一例のみである。

- ⑭ 生年十六歳にて、右の眼を射させて、其矢をぬかずして、答の矢を射て敵をうち、(中「白河殿攻め落す事」)

戦記物語に類型的表現が他の物語類に比べて多いのは事実であろうが、それにしても、数ある動詞の中で、自責の使役はなにゆえこも「討つ」「射る」に集中するのであるうか。考えてみると、当時の戦闘形態は、敵味方が互いに離れた位置から弓矢で相手を射倒すか、または、接近して刀で斬り殺す（「討つ」か、そのいづれかなのである。戦闘場面の描写に「射る」「討つ」が続出するのは当然であろう。これを攻撃を受ける立場から表現すれば、「討たる」「射らる」となるが、それを先の山口氏の見解のように、受身の言い方に満足せず他の言い方を選ぶとすれば、「射さす」「討たす」という言い方がこれに近接した表現として選ばれるのは十分に首肯できることである。というのは、後に述べるように、受身と使役という、一見両極端のような言い方が、日本語では必ずしもひどく隔ったものとされていまいからである。

このことは、これら自責の使役が、『平家物語』では一の谷の戦を語る「一二之懸」「二度之懸」「重衛生捕」「知章最期」「落足」などの各章に集中的に出現することでも裏付けられよう。すなわち、一の谷の戦というのは『平家物語』の中でも武将の個人的な活躍が特に目立つ個所である。それはこの個所の章段に「越中前司最期」「忠度最期」「敦盛最期」のように、個人名を用いた章名が他の屋島の戦や壇の浦の戦に比べて多いことからも伺われる。そういう作品の内容的な特質がこのような表現を生む一つの基盤となっているのではあるまいか。

3 自責の使役を生みやすい構文

前述のように、「討たす」「射さす」のような表現は、主として合戦場面の描写に、しかもある限られた動詞についてのみ集中的に用いられるのであるが、一つの問題は、これら使役の形を用いた表現と、「討たる」「射らる」など受身の形による表現とが、どのように区別して用いられているか、ということであろう。というのは、これらの動詞が受身の形で用いられる例も『平家物語』や『平治物語』では数多く、中でも多いのが「討たる」「斬らる」「射殺さる」「捕はる」「召さる」などの語であって、しかもその大部分が合戦―戦闘にかかわる語であり、このような語の頻出することはこれらの作品が戦記物語であることを強烈に印象づけているからである。

当然のことながら、これら受身の形をとった語は、物語の中でも、叙情的、静態的な個所にはあまり用いられず、合戦を描いた躍動的な個所に集中的に出現する。

先に自責の使役を代表する動詞として挙げた「討つ」「射る」にしても、「討たる」「射らる」という受身形でしばしば用いられる。むしろ使役の形で用いられたものよりも数の上では遙かに多い。中には、次のように、一続きの文脈の中に、使役形と受身形とが両方出現する例も見られる。

⑯ (越前三位通盛卿は)うち甲をゐさせて、敵におしへだてられ、おとゝ能登殿にははなれ給ひぬ、しづかならん所にて自害せんとて、——(中略)——かれこれ七騎が中にとりこめられて、遂にうたれ給ひぬ。(『平家物語』巻第九「落足」)

⑰ 子息河野四郎通信は、父がうたれける時、安芸国住人奴田次郎は母方の伯父なりければ、其へこえて有あはず。河野通信ちゝをうたせて、「心やすからぬものなり。いかにしても西寂を打とらん」とぞうかがひける。(『平家物語』巻第六「飛脚到来」)

⑱ 其次に信濃国住人、根井大野太進出て、——(中略)——かけ入所を、首藤九郎よつ引て放矢に、むな板いさせて落しけり。振津神平かけ出たり。三町礮の紀平次大夫くまんとにや、あひ近による所を、振津神平さゝへてひやうど射。引合を窺ふかに射られて落しけり。——(中略)——桑原・安藤二かけ出て、悪七別当にくつけいさせて落しけり。(『保元物語』中「白河殿攻め落す事」)

このうち、⑯の例について言えば、同じ通盛の、それも一連の受動的な行為を表現するのに、ある行為については「ゐさせて」と使役の形を用い、他の行為については「おしへだてられ」「はなたれ」——「離たれ」であろう——と受身の形を用いている。むしろ、「うち甲をゐられて」として全体を受身形で統一したほうが、表現としても安定し、自然なものになるであろうに、なぜこのようになっていたのであるか。それは、恐らくこの三つの動詞の性質の差によるものであろう。試みに、この三つの行為を、まず能動の形に返し、それを受動の形に改めてみると、それぞれ次のようになる。

a 敵が通盛ノウチ甲ヲ射ル↓通盛が敵ノウチ甲ヲ射ラレル

b 敵が通盛ヲ（味方カラ）押シ隔テラ↓通盛が敵ニ（ヨツテ味方カラ）押シ隔テラレル
 c 能登殿が通盛ヲ離ス↓通盛が能登殿カラ離サレル

すなわち、b・cの場合は、通盛自身が行為の直接の対象となり、語法上はラ格で表されているが、aだけは直接の対象は「うち甲」であつて、通盛その人ではない。「射る」の場合、通盛は能動文では修飾格（ノ格）を取つて、いわば間接の目的語のような形になる。三つの動詞におけるこの違いが、原文に見られる表現の差を生むに至つたのではあるまいか。

例文⑰の「うたれ」と「うたせ」の場合は、同じ動詞でしかも同一の現象を、一方では「父がうたれける時」といい、他方では「ちゝをうたせて」と言っているのであるから、一見したところ誠に気ままな措辞のように見える。この両者に違いを見るとすれば、それは描写の視点の差である。はじめの「うたれける」場合は、描写の視点が作中人物の通信を離れて第三者、つまりこの文の語り手の位置に据えられており、あとの「うたせて」の場合は、作中人物の通信に近接した視点を取つて描かれている、と思われるのである。伝聞・伝承の回想といわれる「けり」が前者に伴われており、後者には通信の心内語を直接引用の形で引用したものがこれに続いていることも、視点の違いを感じさせる現象であろう。換言すれば、「うたれける」のほうは、語り手の視点でとらえた表現であるのに対し、「うたせて」は河野通信その人に表現の視点を据えて言い表したものと見ることができそうである。それは、父が討たれたという現象を、河野通信自身の立場からとらえた表現と言い換えてもよい。このような視点の置き方のいかにによる叙述の変化ということは、次の⑱⑲の例文によっていっそう明らかにされるであろう。

⑱ 「つねにしころをかたぶけよ。いたうかたむけて手へんいさすな。」『平家物語』巻第四「橋合戦」

⑲ 「平次うたすな、つづけやもの共、景高うたすな、つづけや者共。」『平家物語』巻第九「二度之懸」

これらは、敵の攻撃を受ける当の平家方の武士（⑱）や平次景高（⑲）にしてみれば、敵の矢によって甲のてっぺんを射られたり、あるいは敵の手によって討たれたりする受動的な行為になるのであるが、言葉の語り手で

ある足利忠綱(19)や梶原平三(20)に叙述の視点を置き、その能動的な行為として表現すれば、敵に『甲のてっぺんを射させる』あるいは『景高を討たせる』という言い方になるのである。

(18)の『保元物語』の例は、残念ながら、視点の置き方の違いによっても説明できない。原作者の気ままな措辞によるものか。大系本の頭注のように『「さす」は受身を表わす』と考えれば「いさせて」でも「いられて」でもよさそうであるが、それにしても一方に「射られて」とあることの理由は説明できそうにない。

動詞「射る」について見ると、これは先述のように使役の形でも受身の形でも用いられているが、ちょっと目を引くのは、『平家物語』で「射る」が単独で受身に用いられた例は案外少なく、次の二例のみに止まることである。

(21) 一谷・生田森、山のそば、海の汀にてゐられ、きられて死ぬるはしらず、源氏の方にきりかけらるゝ頭共二千余人也。

(巻第九「落足」)

(22) 「船ひらづけにつけ、ふみかたづけて馬おろさんとせば、敵の的になつてゐられんず。」(巻第十一「勝浦付大坂越」)

ただし、この二例ともに、「射る」行為の対象は人間そのものであって、いわば、

AガBヲ射ル↓Bガ(Aニ)射ラレル

の形をとるものである。使役の形に見たように

AガBノCヲ射ル↓BガCヲ(Aニ)射サセル

と、間接の目的格を取るものではない。

右の二例を除くと、「射る」が受身の形で用いられるのはすべて、「射殺す」「射通す」「射抜く」のように複合語の形をとるものである。特に「射殺す」の例が多い。

(23) 神人官仕射ころ、され衆徒おほく疵を蒙る。(巻第一「御輿振」)

(24) 「廿四さいたる矢でまづ廿四人は射ころ、されなんず。おとなせそ。」(巻第四「競」)

(25) 童が腹巻のひきあはせをあなたへつとぬぬかれて、大居にたふれぬ。(巻第十一「嗣信最期」)

㉔ 王城一のつよ弓せい兵にておはせしかば、矢さきにまはる物、いとをされずといふ事なし。(同右)

などというのがその例である。このうち、「射殺され」「射通され」の例は、いずれも人そのものが行為の対象になっており、間接の目的格を取っていないこと、「射られ」の場合と同様である。これらが、「射殺させ」「射通させ」の形を取らない、または取りえないのはそのためであろう。ただ、「射抜かれ」の場合だけは、右の㉔の例もまた次の例も、「腹巻のひきあはせを」「弓手の肩を」などが直接の目的格となっていて、人物は間接の目的格になり、

AガBノCヲ射抜ク↓BガCヲ(A)ニ射抜カレル

の形になっている。

㉕ なかにもまのさきにしむたる奥州の佐藤三郎兵衛が、弓手の肩を馬手の脇へつゝとるぬかれて、しばしもたまらず、馬よりさかさまにとうとおつ。(巻第十一「嗣信最期」)

この㉔や㉕の例は、先の「内甲めさせて」というのと構文上も差はないと思われるが、これらがなぜ「ぬかれ」の形をとっているのかは、にわかに判定しがたい。複合語と単独語との違いであろうか。

次に「討つ」について見よう。この動詞が『平家物語』の中で「討たる」「討たれ」のように受身の形で使われている例は、次のようなものである。

㉖ 「いくさは又おやもうたれよ、子もうたれよ、死ぬればのりこへたよかふ候。」(巻第五「富士川」)

㉗ 「西国のいくさと申は、おやうたれぬれば孝養し、いみあけてよせ、子うたれぬればそのおもひなげきによせ候はず。」(同右)

㉘ おほくの官兵、馬の足ながれてうたれにけり。(巻第五「奈良炎上」)

㉙ 上皇は、おとし法王の鳥羽殿におしこめられさせ給ひし御事、去年高倉の宮のうたれさせ給ひし御有様、——(中

略——御惱いよいよおもらせ給ふ。(巻第六「新院崩御」)

② 越後の勢共是を見て、——(中略)——或は川におつゝはめられ、或は悪所におとされて、たすかるものはすくなう、うたふものぞおほかりける。(巻第六「横田河原合戦」)

③ 「いかなる子はあつて、親をたすけんと敵にくむをみながら、いかなるおやなれば、子のうたる、をたすけずして、かやうにのがれまい」て候らんと、——以下略——(巻第九「知章最期」)

この他にも「討たる」「討たれ」の使用例は数多いが、その構文上の機能は、

a 正文の述語として陳述を司るか(②③④)

b 副文の述語として連用修飾格を形成するか(②④)

c 連体修飾格もしくは目的格を形成するか(③④⑤⑥)

のいずれかに分類される。

これらの用例を見ると、その多くは次のように、これを能動文に返した場合、直接目的格(ヲ格)をとるのみで、間接の目的格(ノ格)は取らないようである。

AガBヲ討ツ↓BガAニ討タレル

右の②④⑤⑥の例などいづれもこの型であろう。ただ、②③④⑤⑥の場合には、

敵ガ(東国)武士ノ親ヲ討ツ、子ヲ討ツ↓武士ガ(敵ニ)ソノ親ヲ討タレル、ソノ子ヲ討タレル

というようにも読めるのであって、そう見れば例文⑦の「うたせ」や⑧の「うたす」と共通することになる。ただし、この②③や④の例はいづれもいわば一般的な現象を述べたものであって、⑦や⑧のように、特定の場面、特定の人物の行為について言われたものでないことは、両者の差として考慮しておく必要がある。

③の例は、作中人物(知盛)の述懐を引用したものであって、表現は知盛その人の視点に立って行なわれていると見られる。従ってこれを能動態にした場合には、間接の目的格を取って、

A(敵)ガB(知盛)ノC(子)ヲ討ツ

と考えるのが妥当であろう。それゆえここは、自責の使役の表現法をとって、

というように述べることも十分可能であると考えられる。現に物語では、この直前の個所で、同じ人物、知盛に、

②④ 「武蔵守におくれ候ぬ。監物太郎、うたせ候ぬ。今は心ぼそうこそまかりなつて候へ。」(巻第九「知章最期」)

と言わせているのである。ただ、②③と②④との構文上の違いは、②④の「うたせ」が主文の述語であるのに、②③の場合は「子のうたるゝ」が主文の中に挿入された副文であって、「うたるゝ」はその述語になっている点にある。つまり、「うたるゝ」の場合はそれだけ主文の主語の支配を受けることが少いのであろう。そうして、「うたす」「うたせ」の場合は、この「Cガ討タルヲ」のように挿入副文の述語を形成する例は見あたらないようである。なお②③の同類としては次のような例もある。

②⑤ 大臣殿は生ながらとりあげられ、目の前でめの子がうたるを見給ふに、いかなる心地かせられけん。(巻第十一「能登殿最期」)

以上は『平家物語』について「射る」「討つ」を含む表現を見たのであるが、『保元物語』や『平治物語』ではどうであろうか。自責の使役については、すでに述べたとおり、『保元物語』には使用例が少いが、『平治物語』では、「討つ」「射る」をはじめ、その他のいくつかの動詞についてこの型の表現を見ることができ。そして、それらの表現を含む文の構成は、「鎌田をうたせじ」(例⑩)、「馬を射させて」(例⑪)のように、間接の目的格をとる点で『平家物語』の場合と共通するのである。

『保元物語』の合戦場面の描写から受身の表現をさぐってみると、やはり「射る」「討つ」「切る」など殺傷にかかわる動詞にその使用例が多い。中でも「射られ」「射らるゝ」の多いが目立つ。これは、この物語の合戦の描写がほとんど白河殿の攻防をめぐるものに終始し、かつ、その中心人物が豪弓の将為朝である、というこ

とが影響しているのであろう。次に二、三例を挙げてみる。

③⑥ 明日は疵の実検、軍の評定あらむするに、山田が八郎殿に射られたりける矢めはいづくぞ、——(中略)——何とか答ふべき。(中「白河殿へ義朝夜討ちに寄せらるゝ事」)

③⑦ 又すきまをいられて死ん事は自業自得果也。(同右)

③⑧ 関二郎是をみて、したたか者なりければ、馬よりゆらりと下、馬を押倒して、馬のはら射られたるぞやとて、這々逃げてぞのきにける。(中「白河殿攻め落す事」)

③⑨ 為朝の方には、——(中略)——高間兄弟うたれたるよりほかは、薄手をだにもをはざりけり。(同右)

などというのが受身形をとった例である。このうち、③⑩③⑨はいずれも、

AガBヲニスル↓BガAニニサレル

の構文で間接の目的格を取らない。一方、③⑦③⑧の例は、

AガBノCヲニスル↓BガCヲ(Aニ)ニサレル

の構文になっていて、自責の使役の形をとる可能性を有するもののようである。条件の違いを挙げれば、③⑦③⑧とも「いられ」「射られ」が副文の述語になっていて、主文の述語にならないことであろうか。その点が「むな板いさせて落にけり」(例文②)とは違うのである。

また、『平治物語』には、「討つ」「射る」に関して次のような受身の用例が見られる。

④⑩ 父の馬射られて伏たれば、父はみえず、今は生きても何かせん、——下略——(中「待賢門の軍の事付けたり信頼落つる事」)

④⑪ 「只今ここにうたれさせ給、志骸を敵の馬のひづめにかけてさせ給はんことこそ口惜候へ。」(中「六波羅合戦の事」)

④⑫ 「大内・六波羅にてうち死せんと云つるを、——中略——山法師の手にかかり、ゆひかひなくうたれんことこそ口惜けれ。」(中「義朝敗北の事」)

④⑬ 義朝は義高のくびとらせ、——中略——横河ぼうし七十余人うたれにけり。(同右)

総じて、この物語では、「射る」「討つ」「射らる」などが受身の形で用いられることが少い。むしろ既に述べた自責の使役の用例が目立つほどである。殊に「射らる」のような表現はごく稀である。それは、平治の合戦では、保元の為朝のような蒙弓の士も現れず、また全体として弓矢の戦よりも接近しての組み討ちが戦いの主流となっていることによるのであろう。その辺の消息を物語るものとして、次のような描写がある。

④③ 重盛をく、ませじとふせぐ平家の侍ども、与三左衛門・新藤左衛門を始として、百騎計中にへたゝる。(中「待賢門の軍の事付けたり信頼落つる事」)

④④ 鎌田重盛によりあひくまんとしけるが、主をうたせじと思ひ、新藤左衛門により合、三刀さしてくびをかき、悪源太を助けり。(同右)

このうち、④③の「うたせじ」などは普通の使役に近いものであろう。現代語で言う「相手にまわしを取らせるな」「相手に自由に蹴らせるな」などと同類の用法と思われる。それに比べると、④④の「くませじ」は面白い。これは、

敵ガ重盛ニ組モウトスル↓重盛ガ敵ニ組マレソウニナル↓ソレヲ平家ノ侍ドモガ防ゴウトスル

という一連の行為を、平家の侍たちを主体にして表現したためにこういう形になったのであろう。「敵」を主体にすれば能動の形、重盛を主体にすれば受動の形であるものが、「侍たち」を主体にしたために、それらとは別な形として描かなければならなかった。そこで選ばれたのが使役の形であった、ということであろうか。従って「くまれじ」とはなりにくい。この辺が自責の使役の原型と見られる。

4 自責の使役の条件と表現効果

以上の考察を通して言えることは、受動的な行為が使役の形で表現される場合には、そこにいくつかの条件が付随しているということである。それは次のようなことであろう。

(1) このような使役表現が用いられるのは、中核となる動詞が他動詞で、かつ、
AガBノCヲスル
のように、間接目的格（ノ格）を取りうるものであること。

(2) この表現が用いられるのは、戦記物語の中でも合戦場面の描写にはほぼ集中していること。

(3) 動詞は「射る」と「討つ」が用例の大部分を占めること。

(4) 用例の多くは、その構文を見ると、

BガCヲ討タセテ（射サセテ）スル、

のように、複数の行為が継起的に起ることを表す複文形式をとるものが多く、自責の使役が単独で主文の述語に用いられたり、あるいは副文の述語になったりすることは少いこと。

(5) 古典文学大系の本文で見る限りでは、『保元物語』にはこの種の表現がごく少く、『平治物語』から『平家物語』にかけて増加していること。

このうち、(1)について言えば、間接目的格を取る動詞の場合、それを含む文を受動的な表現に改めるには、その動詞を受身の形にして、

BガCヲAニサレル

という形で表現してもよいわけであるが、それを使役の形にして

BガCヲAニサセル

という表現にするほうが、行動主体（多くは主文の主語）の一貫した行動を描いてより円滑な表現になるという利点がある。殊に、当該の行為とこれに継起的な関係にある他の行為とを連続させて、

BガCヲAニサセテ、スル

という構文を取る場合は、いっそうその効果が顕著になるであろう。また、これを読み物として享受する場合と語り物として享受する場合とを比較するならば、後者においてより有効にはたらくものと思われる。

右の(4)で触れた、複数の行為を接続助詞「て」をもって結合する表現の効果については、森田良行氏に次のよ

うな指摘がある。

句と句を接続助詞「て」によって結んだ複文は、前章でも触れたように、決して論理的な関係を表すのではない。前件に後件がただ添い加わったという軽い結び付きである。——中略——「……して……する／して……しない」は前後の意味関係次第では順接にも逆接にも転ぶ。しかし、基本とする意味はあくまで二つの行為や状態の共存なのである。

△結果▽や△原因・理由▽の意識は、あくまで自然にそのような状況になってしまったのだという他力的な見方である。善光寺に行ってしまったのは牛のなせるわざで自分の意志的な行為の結果ではない。△原因・理由▽の「て」が多く不本意意識を伴うのはこのためである。（森田良行『日本語の表現』△一九八三▽）

相 原 林 司

(4)の項で述べたように、自責の使役は、「て」をもってつながれる二つの行為のうち、前件の行為に使われることが多い。また、それが後件の行為の△原因・理由▽になっているのも事実である。ただ、それをはっきりした因果関係として表現せず、二つの行為の共存として包括的に表現するには、「……サレタノデ……シタ」のように視点を転換を伴う受身の形よりも、「……サセテ……シタ」のように、視点が一貫する使役の形をとるのが好都合なのである。

また、合戦の場面の描写で、この自責の使役が用いられるときは、前述のように、「武将が乗馬を射させて落馬する」「父がその子を討たせて引き退く」のような表現をとることが多い。これは単純に「乗馬が射られた」「子どもが討たれた」のように表現するよりも、武将や父の行為が複合的に表現され、また、ある状況下での当事者の心理が描かれるなど、表現が複雑で変化に富むものとなる。それはそれだけ物語として進歩したものと評してよいだろう。合戦場面ほとんどすべてが鎮西八郎為朝の武勇のさまを描くことに費やされている『保元物語』に自責の使役が少く、合戦場面が多様になり、さまざまな人物が登場して、それに伴って人間関係も複雑になる『平家物語』にこの種の表現が多くなるのは、やはり物語の進歩発展の姿を示す一つの指標と見ることがで

きよう。

戦記物語も時代が下って『太平記』になると、自責の使役と見られるような記述は少くなるようである。それは一つには戦鬪の形態が源平の時代とは違って集団によるものが主流を占めるようになったためであろう。その結果、特定の個人の活躍が物語に取り上げられることも減少し、また、武者の討死をその主人や父の立場から描くような描写もその数を減じているのである。それに伴って、自責の使役が使用される機会も少くなったものと思われる。それでも折々にはそのような戦鬪の描写も見られるのであって、その中では次のように、自責の使役に該当する表現を指摘することができる。

④⑧ 二人ノ主ヲ目ノ前ニ討セ、剩ヘ頸ヲ敵ニ取セテ、生テ帰ル者ヤ可有。

④⑦ 佐々木ノ判官モ馬ヲ射サセテ乗ガヘテ待程ニ、大敵左右ヨリ取巻テ既ニ討レヌトミヘケルヲ、——下略——。

④⑨ 真前ニ進ダル武者ノ馬ノ諸膝薙テ剝落サセ、返ス太刀ニテ頸打落シテ、仰タル太刀ヲ押シテゾ立タリケル。

これらの表現に使用される動詞は「討ツ」「(首ヲ)取ル」「射ル」などが主流であって、この点は『平治物語』や『平家物語』と同様な傾向を示す。面白いのは④⑨の例であろう。これは馬が双膝を薙がれて倒れ、そのために乗手がはね落されたのを、攻撃側の立場に立って一連の行動の中の一環としてこのように記述したものである。それによって描写は円滑に、しかも集約的に無駄のないものになった。使役の表現をもっとも有効に活用した例である。

5 結 語

以上、戦記物語のいくつかについて自責の使役の使用状況を検討してきた。この一見風変りな表現について、その使用条件や表現効果などを、十分とは言えないにしてもかなり明らかにしえたように思う。それは、戦鬪場面の描写に個々の武将の活躍が重視された源平の合戦に多く見られるものであり、そこに描かれる一連の行為を、行動主体の一貫した行動として集約的に表現することで、表現を円滑にし、併せて作中人物の心情などを効

果的に描き出すものであった。

ただし、このような表現は物語の伝本によって出入があると考えられる。先に、この表現は『保元物語』には用いられることが少いと述べたが、それは「古典文学大系」の本文（『保元物語』では金刀本が底本）について見られる現象であつて、『保元物語』でも大系付録の古活字本（流布本系）には、自責の使役と見なすべき用例が次のようになりに見いだされるのである。

④⑨ 四郎左衛門も、内甲を射_させて引退く。（巻中 白河殿へ義朝夜討ちに寄せらるる事）

⑤⑩ 下野守は、矢合せに郎等を射_させて、やすからず思はれければ、——下略——（同右）

⑤⑪ 片切八郎太夫に、手取の与次ぞ懸け合ひける間、——中略——与次が妻手の草摺のはづれを射_させて引き退けば、景重勝に乗_つてぞ懸け入りける。（巻中 白河殿攻め落す事）

⑤⑫ 武蔵国の住人、豊嶋四郎も、須藤九郎に弓手の太股を射_させ、安房国の住人、丸太郎も、鬼田与三に勝立_あひさせて引きしりぞく。（同右）

などというのがそれである。動詞に「射る」が多いのは、この物語の性格を示すものであるが、伝本によってこの種の表現に差があるのは、あるいはその記述年代の違いによるものとも考えられる。すなわち、大系の解説によれば、流布本の系統は、他の諸本に比べて成立年代がかなり新しく、室町時代ということであるが、そのような流布本系に自責の使役が多く用いられていることは、このような表現が愛好され普及していった経過と関わりを有するのかもしれない。厳密な本文批判を経ない本稿ではそれ以上の推測を試みるのは超越な行為であると思われるので、このことに就ては、一応問題を提起するに止める。

ここで、しばらく戦記物語を離れて日本語の使役表現の特性について考えてみたい。

「誠に勝手ながら明日は休業させていただきます。」

という言い方がある。これは「明日休業します」ということの鄭重な言い方であるが、その中に「休業させて」と使役の言い方が入るのはなぜであらうか。

この中に使われた「いただき(いただく)」「は「もらう」の敬体であって、動作の主語も表現の視点も行為の受け手にあることを示すものである。

「私は先生から本を一冊いただいた。」

というのは、一冊の本の授受という行為を、行為の受け手である「私」の立場にあつて表現したものである。これは「いただく」が本動詞として用いられた例であるが、「もらう」「いただく」が補助動詞として用いられた場合でも、表現の視点が受け手に置かれるという点では違いはない。

「休業する」に「いただく」という補助動詞を付ければ「休業していただく」となるが、前述のように、この言い方は、行為の主体である「休む人」の立場に立った言い方にはならず、もっぱらその行為によって影響(恩恵)を受ける人(受け手)の立場に立った表現になる。それゆえ、これを行為者の立場に立つ表現にしようとするれば、少くとも一度視点を交換する必要があるが生じる。その視点交換の役目をするのが、使役の助動詞「させ」なのである。

これを表現効果の観点から考えると、使役表現をとることで表現上の主体が実際の行為者と別に設定されることになり、それによって、その行為が行為者の積極的、意図的なものではなく、心ならずも、止むをえずそうするので、というニュアンスが付加される、それだけ表現が婉曲になり柔らげられる、というふうにも考えられる。この「……させていただく」について従来の説は多くこの点を重視するものであった。

ともかく、「休業する」という動詞の表現を鄭重体にするのに、「休業させて」と、恐らく意味の上では全く必要ないはずの使役の表現が加わるのは、以上のような必要を充たすためであると考えるのであるが、いかがであらうか。

日本語の使役表現のうちで、

「母親が子どもを休ませる。」

「父が子どもを遊ばせている。」

「言いたいやつには言わせておけ。」

のような、管理の使役、放任の使役と言われているものでは、表現上の主体になっている「母親」「父」「話し手」などは、直接の行為者である「子ども」や「言いたいやつ」に対して、いわば間接の行為者とも言うべき存在である。このような日本語の使役表現の特性に関しては、『誘因としての使役』とでもいうべきものが根拠にある。「使役表現の本質は、使役の主が他のものの動作に関与することにある」という考察も見られる。(竹内美智子「助動詞(1)」△『岩波講座日本語7』一九七七一所収▽)

また、前述の森田良行△一九八三▽にも、「他者側に属する事柄を自己と結び付ける心理的つながりが使役『せる／させる』を用いさせている」という指摘があるが、この「自己」は本稿でいう「間接の行為者」に置き換えてもよいであろう。考えてみると、

「皮を斬らせて肉を斬る、肉を斬らせて骨を断つ」

のような言い方がさして抵抗もなしにまかり通っているのは、これが流暢で口当りがいい、ということの他に、使役表現と受身表現とが相互にそれほど異質なものとして意識されないという日本語の特質が底にあるからであろう。

司 林 原 相

「帰り道で雨に降られた。」

「子どもに泣かれて閉口した。」

のような、被害の受身、迷惑の受身と呼ばれているものも、直接の行為者である「雨」や「子ども」を主体に置かず、その行為によって影響を受ける話し手を表現の主体に据えた、という点で、先の間接の行為者を主体にした使役表現と一脈通じるものがある。戦記物語で実際には受動的な行為であるものにはしばしば使役の形をとった表現が用いられているのも、その根底にはこのような日本語の特性が潜んでいるのであろう。

(付記)

『平家物語』の本文の引用は、既述のように「日本古典文学大系」△平家物語上・下▽（龍谷大学蔵本―覚一（本系―））によったが、念のためこれらの引用箇所を「新潮日本古典集成」△平家物語上・中・下▽（国会図書館

蔵本（八坂流系）に照合すると、ほぼ、次のようになっている。○の中の数字は本稿の引用番号である。

- ④ 「つねに鑑づきせよ。裏かかすな。つねに鑑をかたぶけよ。内兜射さすな。（巻第九 熊谷・平山一二の駆）
- ⑤ 嗣信が首取らんと寄るところを、弟の忠信よつびいて射る。（巻第十一 屋島）
- ⑥ 世にあらむと思ふも子どもを思ふがためなり。源太討たせて景時世にありとも何かせん。（巻第九 梶原二度の駆）
- ⑦ 源太は馬を射させてかちだちになり、兜をうち落され、大童になつて、（巻第九 梶原二度の駆）
- ⑧ 太田の太郎……中略……手痛う駆けられて、引き退く。（巻第十二 義経都落ち）
- ⑨ （この箇所に対応する記述は「古典集成」に見いだされない）
- ⑩ 「つねに鑑をかたぶけよ。あまりにかたぶけて、天辺射さすな。」（巻第四 頼政最後）
- ⑪ 「平次討たすな」とて、父の平三、兄の源太つづいて駆け入る。（巻第九 梶原二度の駆）
- ⑫ 「武蔵守にも後れ候ひぬ。頼方も討たれ候。心細うこそなりて候へ。」（巻第九 一の谷）

「大系」と「集成」とでは記述にやや異なりが見られるので、厳密な比較は無理であろうが、自責の使役に関しては、「集成」のほうがやや少いようである。ただし、それは本稿の考察に支障となるほどの差ではない。